



安全

## 事業継続を支える安全対策

ヤマトグループは、人々の生活道路を事業活動の場としています。「人命の尊重を最優先した安全管理を徹底する」という企業姿勢に基づき、いかなる時も人命の尊重を最優先すべく、「安全第一、営業第二」の理念を徹底しています。

### 安全マネジメント公表情報

運輸事業者の輸送の安全確保を目的として、国土交通省により定められた「運輸安全マネジメント制度」のもと、ヤマトグループは輸送の安全管理体制の構築およびその実施に積極的に取り組んでいます。2018年3月期の実績と2019年3月期の目標の一部は以下のとおりです。

### 輸送の安全に関する目標およびその達成状況(ヤマト運輸)

#### 交通事故

項目	2016年3月期 実績	2017年3月期 実績	2018年3月期 実績	2019年3月期 目標
重大交通事故件数 <sup>*1</sup>	7件	4件	2件	0件
重大労働災害件数 <sup>*2</sup>	0件	0件	0件	0件

\*1、2について、定義を以下に修正しました。

\*1 交通死亡事故(無過失事故含む)

\*2 死亡災害事故

ヤマト運輸株式会社運輸安全マネジメント情報の公開について

[http://www.kuronekoyamato.co.jp/ytcc/corporate/pdf/csr/anzen\\_management.pdf](http://www.kuronekoyamato.co.jp/ytcc/corporate/pdf/csr/anzen_management.pdf)

### 安全管理体制

安全管理規程に基づき、各社がそれぞれの安全管理体制を構築しています。

経営トップのリーダーシップのもと、運輸安全マネジメントの実効性が高まるよう、運輸の現場と管理部門とが連携をとり、組織的なマネジメントが行える体制を整備しています。

また、重大な運輸に関する事故等の重要な情報に関しては、ヤマトグループを統括するヤマトホールディングスに共有される仕組みを有しており、グループ全体で輸送の安全を推進しています。

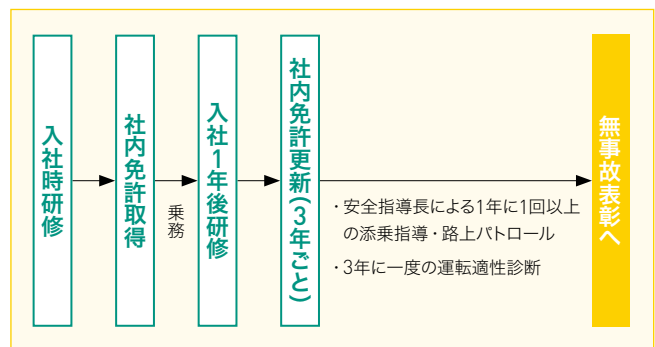
### 運転適性診断の受診

自動車運送事業者は雇用する運転者に対し、国土交通省が認定する「適性診断」を受診させる義務があります。ヤマトグループのドライバーは、適時「運転適性診断」を受診しています。診断の種類には、義務診断(初任診断、適齢診断、特定診断)と任意診断(一般診断)がありますが、ヤマトグループのドライバーは、義務診断のほか、安全運転のために、3年に一度、一般診断も受診しています。

### セールスドライバーの育成(ヤマト運輸)

安全運転を厳守する優秀なセールスドライバーを育成するため、日々のかみ細かな指導に取り組んでいます。厳しい適性検査により採用されたヤマト運輸のドライバーは、入社後約1か月にわたる安全教育などの入社時研修を受け、社内免許を取得した後、初めて実際の乗務につくことができます。その後も、入社1年後研修、安全指導長・管理者による定期的な添乗指導・路上パトロール、3年に1回の運転適性診断などを通して、安全運転に磨きをかけていきます。

### 社内教育の流れ



### 安全指導長制度(ヤマト運輸)

ヤマト運輸の安全戦略の基盤となるのは、1974年の導入以来、着実に同社の安全を支え続けてきた「安全指導長制度」です。

安全指導長とは各主管支店に配属された安全対策の専門職で、2018年4月現在、全国に325名おり、日々、管下のセンターを巡回しながら、法令の遵守、個人の運転レベルの向上、交通・労災事故防止の徹底に取り組んでいます。

ヤマト運輸だけでなく、他の事業会社においても「安全指導長制度」および同様の制度を設けている会社があります。各社の人数については、ESGに関するデータ類をご覧ください。

<http://yamato-hd.co.jp/csr/esg/performance.html>

▶ より詳しい情報は、当社ホームページ「CSRの取り組み」をご覧ください。

<http://yamato-hd.co.jp/csr/index.html>